

第5期嬉野市農業委員会  
第9回定例総会議事録

平成31年4月5日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第9回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	岩屋川内碓石 畑を嵩下げ	H31.04.05	了 承
報告第2号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出について		
	1	吉田岩倍 農業用倉庫	H31.04.05	了 承
	2	五町田日千田 農機具小屋	H31.04.05	了 承
報告第3号		農地法第5条第1項第7号の規定による届出について		
	1	久間西ノ前 送電設備設置	H31.04.05	了 承
	2	馬場下畑ヶ田 外5筆 送電設備設置	H31.04.05	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	吉田丁ノ坪 使用貸借権	H31.04.05	承 認
	2	不動山障子岩 賃借権	H31.04.05	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩 1~13	久間白久保 外34筆 賃借権・使用貸借権	H31.04.05	承 認
	嬉 1~10	下野柳ノ瀬 外16筆 賃借権・使用貸借権	H31.04.05	承 認
		所有権移転		
	1	五町田平山 あっせん	H31.04.05	承 認
	2	下野一本松 あっせん	H31.04.05	承 認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	不動山障子山 売買	H31.04.05	許 可
	2	岩屋川内 外1筆 売買	H31.04.05	許 可
	3	谷所五本杉 外15筆 売買	H31.04.05	許 可
	4	下野一本杉三 無償交換	H31.04.05	許 可

	5	下野一本松一 外2筆 売買	H31.04.05	許 可
	6	吉田森 外5筆 売買	H31.04.05	許 可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	馬場下谷口 一般住宅	H31.04.05	承 認
議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	下宿三本松 宅地分譲	H31.04.05	承 認
	2	下野第8区画整理 一般住宅	H31.04.05	承 認
	3	岩屋川内今ノ川内 一般住宅	H31.04.05	承 認
	4	岩屋川内桜ノ元 宅地分譲	H31.04.05	承 認
	5	吉田無量寺 外3筆 太陽光発電設備設置	H31.04.05	審議保留
	6	五町田一本松 外17筆 建売分譲住宅	H31.04.05	取り下げ
	7	久間古子 外3筆 太陽光発電設備設置	H31.04.05	承 認
	8	馬場下谷口 外1筆 一般住宅	H31.04.05	承 認
	9	下野米ノ山 外1筆 資材置場(敷地拡張)	H31.04.05	承 認
	10	下野一位原 外1筆 一般住宅及び進入路	H31.04.05	承 認
	11	下宿鷹ノ巣 一般住宅	H31.04.05	承 認
議案第6号		農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	不動山小川内 外1筆 事務所	H31.04.05	承 認
議案第7号		非農地証明願いについて		
	1	五町田辺田 駐車場	H31.04.05	承 認
議案第8号		下限面積(別段の面積)の設定について	H31.04.05	決 定

第5期嬉野市農業委員会第4回定例総会議事録

- 1 招集年月日 平成31年4月5日
- 2 招集場所 嬉野市役所塩田庁舎 3-2会議室
- 3 開会日時 開会 4月5日 午後1時30分 議長 川内 利光  
及び宣告 閉会 4月5日 午後3時51分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開  
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員  
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内利光	出	議長	7	原田謙次	出	議事録署名
1	池田博幸	出		8	峰正己	出	議事録署名
2	馬場みどり	出		9	中島文二郎	出	憲章朗読
3	森和義	出		10	杉崎順憲	出	
4	西田昭義	出	事前審査班長	11	山口安則	出	
5	植松和幸	出		12	生田健児	出	
6	山口智佐代	出					

(職員等)

事務局長	福田正文	主事	三根拓己
主事	永田良子	農林課主任	納富 作男

## 6 議事日程

- 第1 報告第1号 農地等形状変更届出について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 議案第1号 農用地利用集積計画の解約について
- 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 議案第6号 農地転用許可後の事業計画変更  
及び農地法第5条の規定による申請の承認について
- 議案第7号 非農地証明願について
- 議案第8号 下限面積（別段の面積）の設定について

## 7 会議の概要 — 午後1時30分 開会 —

局長 定刻になりました。

本日は、委員の皆様は全員出席でございます。会長の御挨拶の後、議長の開会宣言をお願いいたします。

**会 長** (挨拶等)

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号9番中島委員にお願いします。全員、御起立ください。

(当番委員の発声)・・・全員で唱和  
御着席ください。

**議 長** それでは、ただ今から、第5期嬉野市農業委員会第9回定例総会を開会いたします。本日、議題としますのは、報告3件と議案は8件で、審議事項は54件です。

本日の議事録署名委員は、議席番号7番原田委員と8番峰委員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

それでは、報告第1号、農地等形状変更届出についてです。整理番号1番につ





議 長

次に、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてです。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書9ページ、整理番号1番です。

貸付人は 南下久間の ○○○○ 様

借受人は 佐賀市の 九州電力株式会社配電カンパニー

佐賀送配電統括センター長 ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 西ノ前 ○○○番○

地目は田 面積は121㎡ 用途目的は、送電設備設置です。

事由は、県道塩田鹿島線沿いの鉄塔用地にコンクリート舗装実施のため転用したいということです。

東は田 西は水路、田 南は田 北は田、農道です。

図面は10ページと11ページ、写真は4番を御覧ください。以上です。

議 長

この件について、原田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

担当委員

南下久間の水路際の鉄塔用地で、問題ないかと思えます。

議 長

続いて、事前審査の結果について、西田班長、報告をお願いします。

班 長

高圧線の下に、コンクリートを打つということで、問題ないと思えます。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですね。この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、農地法第5条第1項第7号の規定による届出 整理番号1番については、全員了承です。

議 長

続いて、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号1番です。

譲渡人は 布手の ○○○○ 様

譲受人は 佐賀市の 九州電力株式会社配電カンパニー

佐賀送配電統括センター長 ○○○○ 様です。

所在地は、大字馬場下 畑ヶ田 ○○○番○、外5筆

地目は田 面積は合計で319㎡ 用途目的は、送電設備設置です。

事由は、県道塩田鹿島線沿いの鉄塔用地に、所有権移転後コンクリート舗装実施のため転用したいということです。

東は農道 西は田 南は道路 北は水路、田です。

図面は12ページと13ページ、写真は5番を御覧ください。以上です。

議 長

この件について、森委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

担当委員

高圧線の下で、昔は耕運機で耕せたが、現在は大型農機で、耕せないことで九





[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について塩田町の分整理番号1番から13番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

議 長

次に、利用権設定について嬉野町の方です。

皆さんにお諮りします。利用権設定について嬉野町の方整理番号1番から10番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、異議なしと認めます。利用権設定について嬉野町の方整理番号1番から10番までについて、農林課の説明を求めます。

農 林 課

別添の表3ページ目と4ページ目を御覧ください。

利用権設定について嬉野町の方整理番号1番から10番までについてです。

貸し手人は 式浪の ○○○○ 様、外9名様です。

借り手人は 上岩屋の ○○○○ 様、外7名様です。

所在地は、大字下野 柳ノ瀬 ○○○番、外16筆

地目は全筆、田 面積は合計で23,022㎡です。

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は3年から5年で、再設定と新規です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、嬉野町の方整理番号1番から10番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の方整理番号1番から10番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について嬉野町の方整理番号1番から10番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

議 長

続いて、所有権の移転についてです。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

別添の表5ページ目を御覧ください。所有権の移転について整理番号1番です。

売り手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様

買い手人は 畦川内の ○○○○ 様です。

所在地は、大字五町田 平山 ○○○番、



売買価格は、反当たり 75,415 円、全体で 50,000 円です。  
譲渡理由は、労力不足。譲受理由は、経営規模の拡大のためということです。  
図面は 18 ページと 19 ページを御覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号 1 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 1 番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 1 番については、原案どおり許可することに決定しました。

議 長

続いて、整理番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号 2 番です、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 大野原の ○○○○ 様です。

譲受人は 同じく大野原の ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 平重 ○○○番○、外 1 筆

地目は現況が田の原野と畑 面積は合計で 723 m<sup>2</sup>

売買価格は、反当たり 41,494 円、全体で 30,000 円です。

譲渡理由は、農業廃止。譲受理由は、経営規模の拡大のためということです。

図面は 20 ページと 21 ページを御覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号 2 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 2 番については、原案どおり許可することに決定しました。

議 長

続いて、整理番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号 3 番です。売買による所有権の移転です。

譲渡人は 福岡市の ○○○○ 様、

譲受人は 山口の ○○○○ 様です。

所在地は、17 ページ、別紙①を御覧ください。

大字谷所 五本杉 ○○○番、外 15 筆

地目は1筆が田、15筆が畑のうち3筆が現況山林です。  
面積は合計で13,703㎡、内訳は田が805㎡、畑が12,898㎡です。  
売買価格は、反当たり43,786円、全体で600,000円です。  
図面は22ページと23ページを御覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 畑は何ですか。耕作者が福岡なので荒地ですか。  
事務局 管理者は、譲受人である〇〇〇〇さんです。耕作してない畑もありますが管理はされているとのことです。

議長 他にありませんか。  
委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。  
[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。  
議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号3番については、原案どおり許可することに決定しました。

.....

議長 続いて、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。  
事務局 整理番号4番です、無償交換による所有権の移転です。  
譲渡人は 嬉野市長 村上 大祐 様  
譲受人は 下吉田の 〇〇〇〇 様です。  
所在地は、大字下野 一本杉三 乙643番2 地目は畑 面積は40㎡  
譲渡理由は、市が行う道路改良工事に伴い、用地買収される農地(田)乙641-9の代替地として、市の買収農地(畑)乙643-2と交換のためということです。  
図面は24ページと25ページを御覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。  
[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。  
議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号4番については、原案どおり許可することに決定しました。

.....

議長 続いて、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。  
事務局 議案書16ページです。整理番号5番、売買による所有権の移転です。





売買価格は、反当たり30,349,013円、全体で20,000,000円です。  
図面は37ページと38ページ、写真は7番を御覧ください。以上です。

議 長  
地域担当

植松委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

現地は荒地で、敷地両側に排水路があり、下水も引いてあります。分譲地であり、問題ないかと思えます。

議 長  
班 長

西田班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

周りは住宅、アパートがあり、住宅を建てるためのようなどころでございます。農地としての価値は少なく、住宅としての価値が高いと思われれます。

議 長  
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長  
事 務 局

続いて、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

整理番号2番です。

譲渡人は 井手川内の ○○○○ 様、

譲受人は 下岩屋3区の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 第八区画整理 ○○○番○

地目は畑 面積は379㎡です。農地区分は、第3種農地

用途目的は、一般住宅

事由は、申請地は、休耕地である。現在の居住地が崖地で災害の危険があるため、申請地に転居したく、一般住宅として転用したいということです。

東は畑、雑種地 西は畑 南は畑、宅地、雑種地 北は道路です。

売買価格は、反当たり24,538,258円、全体で9,300,000円です。

図面は39ページと40ページ、写真は8番を御覧ください。以上です。

議 長  
地域担当

植松委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

区画整理され下水道も引かれており、排水も問題ないかと思えます。

議 長  
班 長

西田班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

ここも1番とおなじく第八区画で住宅地になりつつあるところで、住宅地の価値がある地域で問題ないかとおもいます。

議 長  
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

続いて、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番です。

譲渡人は 下岩屋2区の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく下岩屋2区の ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 今ノ川内 ○○○番

地目は畑 面積は272㎡です。農地区分は、第3種農地

用途目的は、一般住宅

事由は、申請地は、休耕地である。長男が現在の居住地である甲1661番に同居することとなったので、隣接の申請地に新居を建設するため一般住宅として転用したいということです。

東は雑種地、宅地 西は畑、宅地 南は宅地、雑種地 北は畑、宅地です。

親子間による無償贈与で、0円です。

図面は41ページと42ページ、写真は9番を御覧ください。以上です。

議 長

杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

孫が帰ってくるとのことで、隣、隣接する所に住居を建てたいとのことです。水路もあり、住宅を建てることに問題ないと思います。

議 長

西田班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

説明があったとおり、排水はあり、前は太陽光が設置され、裏はお茶畑、茶畑耕作者の了解も取れていて問題ないと思われま

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

続いて、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号4番です。

譲渡人は 温泉1区の ○○○○ 様

譲受人は 温泉2区の ○○○○株式会社

代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 桜ノ元 〇〇〇番〇  
地目は畑 面積は525㎡です。農地区分は、第3種農地  
用途目的は、宅地分譲

事由は、申請人の〇〇様が所有される全ての不動産において、我が社が以前より  
管理を委託されております。申請地が荒地となり、近隣に迷惑をかけるのではな  
いかとの判断により、売却の依頼を受けたため、宅地分譲として転用したいとい  
うことです。

東は雑種地 西は水路、道路 南は宅地 北は道路です。  
売買価格は、反当たり6,049,524円、全体で3,176,000円です。  
図面は43ページと44ページ、写真は10番を御覧ください。以上です。

議 長  
地域担当

杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。  
周りが住宅地、駐車場で、植木が茂り近隣に迷惑がかかっている状態でした。  
下水道も整備され、住宅としてはいいと思われる。

議 長  
班 長

西田班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。  
ブーゲンビリアのハウス横で、景観上からも住宅が建った方がいいような場  
所で、2軒の分譲とのことで問題ないかと思えます。

議 長  
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶものあり]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可  
相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。  
[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。  
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番  
については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長  
事 務 局

.....  
続いて、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。  
議案書34ページ、整理番号5番です。  
貸付人は 東吉田の 〇〇〇〇 様、〇〇〇〇 様  
借受人は 武雄市の 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 様です。  
所在地は、大字吉田 無量寺 〇〇〇番、外3筆  
地目は全筆、畑 面積は合計で1,591㎡です。 農地区分は、第2種農地  
用途目的は、太陽光発電設備設置  
事由は、申請地は、現在耕作放棄地である。後継者不足により今後このまま農  
地として維持・管理が困難であることから、太陽光発電設備として転用したいと  
いうことです。  
東は道路、山林 西は畑、山林 南は畑 北は山林です。  
賃借料は、年間反当たり50,282円、全体で80,000円です。  
図面は45ページと46ページ、写真は11番を御覧ください。また、事前審

査時に矢板の資料をお願いされましたので追加資料をお配りしています。

議 長  
地域担当

峰委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

現場は荒地で、下の方には住宅があるため、大雨時の処理対応について強くお願いしている。

議 長  
班 長

西田班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

基本的には、矢板を打ち水対策には、対応をするとのことでした。矢板が鉄板とっておりましたが、木材である。側溝も素掘りということで、1番危惧することは下の方に住宅があります。工事は現状を変えず、太陽光を設置するとのことではありますが、最近の集中豪雨等でのことを考慮し追加資料をお願いしたところでした。議論をお願いします。

議 長  
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

写真は、業者の方からですか。

〇〇〇〇さんと雨水対策についての文書での取り交わしはしていますか。被害があった場合、農業委員会での責任は負えない。責任は誰がをはっきりしたい。

事 務 局

行政書士さんが入っておられ、契約書内容は所有者と〇〇〇〇と結ばれ、維持管理については〇〇〇〇と明記されています。契約書上明記されていない場合は、甲乙で協議し、誠意を持って解決するとなっている。

委 員

災害対応について、〇〇〇〇と協議してもらい、誓約書を添付して頂きたい。

議 長  
委 員

次回、次の班にも見ていただき、再度協議していただくようにしたい。

はい（委員さん達より）

議 長

そういうことでありますので、次回に持ち越しします。取り下げとして扱いし、次回申請、協議とします。

.....  
議 長

続いて、整理番号6番について、取り下げ理由について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

図面ページ、47、48ですが、下の方の〇〇さんの農地があり、今回そこは含めずに申請を出され、協議していた際に田の相続登記が済みましたとの報告が曖昧で追求したところまだ完了していなく、今回分で受付した場合、20棟建ってからでなければ、受付できない。そのため2筆を含めた、一体として申請するよう指導を行った。了承され、次回に申請するとして取り下げられた。

議 長

事務局の説明の通り、取り下げられました。

.....  
議 長  
事 務 局

続いて、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。

整理番号7番について説明します。この案件は、無断転用です。

始末書を添付して、追認的許可を申請する案件です。

譲渡人は 福岡市の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 同じく福岡市の ○○○○会社 代表社員 ○○○○ 様です。  
所在地は、大字久間 古子 ○○○番○、外3筆  
地目は1筆が田、3筆が畑 面積は合計で437㎡です。  
農地区分は、第2種農地  
用途目的は、太陽光発電設備設置

事由は、申請地は、申請地は現在休耕地である。所有者は遠方に居住されており、高齢で後継者不足等により、今後このまま農地の状態で維持・管理することは大変困難である。土地を有効活用するため、太陽光発電設備設置として転用したいということです。

東は道路 西、南は雑種地 北は宅地です。  
売買価格は、反当たり850,150円、全体で371,510円です。  
図面は49ページと50ページ、写真は13番を御覧ください。以上です。  
原田委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

議 長  
地域担当  
議 長  
班 長

行政書士が来られ、理由を話された。  
西田班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。  
現場を確認したところ、斜線部から水が道路に流出している形跡がある。行政書士に対し流出しないようにしていただくようお願いした。宅地造成を行う予定もあり、地区と協議を行うとの回答で、そのとき、農業委員も立ち会いをするよう了解を取っています。

議 長  
地域担当  
事務局  
班 長  
議 長

その後、どうなってますか。  
行政書士が音頭を取って進めるとのことでしたが、まだです。  
行政書士より工事に入る前に、地区関係者へ連絡と説明を行うとのことで、説明会の日時については連絡する、一応話し合いを行う予定とのことです。  
話し合いの結果を文書で残してください。

次回報告をお願いします。採決に入ります。整理番号7番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。  
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号7番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長  
事務局

続いて、整理番号8番について、事務局の説明を求めます。  
整理番号8番です。

譲渡人は 内野内野山の ○○○○ 様  
譲受人は 福富の ○○○○ 様、○○○○ 様です。  
所在地は、大字馬場下 谷口 ○○○番○、外1筆  
地目は2筆とも畑 面積は合計で175㎡です。農地区分は、第2種農地  
用途目的は、一般住宅

事由は、申請地は、休耕地である。現在アパートに住んでおり、子供も産まれ手狭となったため、申請地を一般住宅として転用したいということです。

東は雑種地 西は田、雑種地 南は田、道路 北は道路、山林です。

売買価格は、反当たり15,760,000円、全体で2,758,000円です。

図面は51ページと52ページ、写真は14番を御覧ください。以上です。

議 長

地域担当

森委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

塩田小学校の西側で、もともと宅地のせんじゃ畑で、今回宅地に転用するものです。

地域担当推進委員

問題ないと思います。

議 長

班 長

西田班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

地域担当、推進委員のとおり問題ないと思います。

議 長

委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号8番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号8番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

事務局

続いて、整理番号9番について、事務局の説明を求めます。

議案書35ページ、整理番号9番です。

譲渡人は 温泉3区の ○○○○ 様

譲受人は 南志田の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 米ノ山 ○○○番○、外1筆

地目は2筆とも畑 面積は184㎡です。農地区分は、第2種農地

用途目的は、資材置場（敷地拡張）

事由は、申請地は、休耕地である。現在使用している既存の資材置場では不足しているため、隣接地である申請地に敷地を拡張して、資材置場として転用したいということです。

東は畑 西、南は雑種地 北は道路です。

売買価格は、反当たり6,059,783円、全体で1,115,000円です。

図面は53ページと54ページ、写真は15番を御覧ください。以上です。

議 長

西田委員、地域担当委員としての説明と、事前審査班長としての審査結果をお願いします。

地域担当・班長

大草野小学校の南側,JA さがみどり付近、荒地を買収し、宅地造成を行うとの

ことで問題ないと思われる。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶものあり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号9番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号9番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長 続いて、整理番号10番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号10番です。

譲渡人は 南上の ○○○○ 様

譲受人は 杵島郡江北町の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 一位原 ○○○番○、外1筆

地目は2筆とも畑 面積は373㎡です。 農地区分は、第2種農地

用途目的は、一般住宅及び進入路

事由は、申請地は、休耕地である。現在江北町に居住、地元の家を建てたいと計画をしていた。申請地を一般住宅及び通路として転用したいということです。

東は宅地、里道 西は宅地 南は里道 北は宅地です。

親子間による無償贈与で、0円です。

図面は55ページと56ページ、写真は16番を御覧ください。以上です。

議長 西田委員、地域担当委員としての説明と、事前審査班長としての審査結果をお願いします。

地域担当・班長 小学校の西側、○○さんの姉が家を建てており、その息子さんが家を建てる。

道路を作りながら造成を行う、周りは荒地が多く農業振興上問題ないかと思われます。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶものあり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号10番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号10番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。







委員  
委員  
事務局

れに要件を付して、別段の面積を設定することについて、意見ありませんか。  
5㎡からの設定はどのような根拠。  
空き物件を少しでも作れるようにかな、空き家物件の登録状況は。  
市のHPでは、30件程登録、少しでも定住者促進を図るために設定されて  
いる。

議長

無いようですので、採決に入ります。下限面積（別段の面積）について、平成31年度の下限面積は、50アールと設定する。ただし、担い手の確保・育成、定住促進及び地域の活性化を図るために、新規就農者は20アール及び空き物件利用希望者0.05アールとする別段の面積を設定することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議なしと認めます。

議案第6号 下限面積（別段の面積）の設定することについて、平成31年度の下限面積は、50アールと設定する。ただし、担い手の確保・育成、定住促進及び地域の活性化を図るために、新規就農者は20アール及び空き物件利用希望者0.05アールとする別段の面積を設定することに決定しました。

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。  
お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

それでは、会議を閉じます。

第5期嬉野市農業委員会第9回定例総会を閉会します。

( 午後 3 時 44 分 閉会 )